

特定教育・保育施設の利用定員の設定に係る意見聴取について

資料5

1 利用定員について

子ども・子育て支援新制度において、施設型給付及び地域型保育給付を受ける施設に対し、市が利用定員を設定することになっております。

利用定員の設定は、認可（認定）定員と一致することを基本とし、就学前子どもの区分（1号から3号認定子ども）ごとに、認可（認定）定員を超えない人数で設定を行う必要があります。

なお、利用定員の設定については下記のとおり、「佐世保市子ども・子育て会議」にて意見聴取を行わなければならないこととなっています。

【参考】子ども・子育て支援法（抜粋）

（特定教育・保育施設の確認）

第三十一条 第二十七条第一項の確認は、内閣府令で定めるところにより、教育・保育施設の設置者（国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。附則第七条において同じ。）を除き、法人に限る。以下同じ。）の申請により、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。

- 一 認定こども園 第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- 二 幼稚園 第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- 三 保育所 第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分

2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

2 令和6年度の利用定員の設定について

（1）認定こども園への移行に伴う利用定員の設定

- 施設名：吉井中央幼稚園（現）新制度未移行幼稚園
所在地：佐世保市吉井町大渡245番地1（新）幼稚園型認定こども園 利用定員：30人（1号14人、2号13人、3号3人）

（2）特定教育・保育施設への移行に伴う利用定員の設定

- 施設名：進徳幼稚園（現）新制度未移行幼稚園
所在地：佐世保市元町5-24（新）幼稚園 利用定員：45人（1号45人）

（3）既存施設における利用定員（3号認定子ども）の設定

- 施設名：認定こども園 早岐くりのみ幼稚園（現）204人（1号180人、2号24人）
所在地：佐世保市権常寺一丁目9-7（新）209人（1号180人、2号24人、3号5人）

(4) 保育所の認可に伴う利用定員の設定

○施設名：みなと大黒保育園（旧：市立大黒保育所）

所在地：佐世保市稲荷町2-25

（新）100人（2号 54人、3号 46人）

3 利用定員の設定理由（教育・保育の需要）について

- 就業形態やライフスタイルが多様化する中、子育て世帯の幼児教育・保育への需要は幅広いものに変化しています。認定こども園への移行に伴い利用定員を設定し、就業形態等に関わらず教育・保育を一体的に提供することが可能になることで、子育て世帯への支援に大きく寄与するものと考えます。
- 特定教育・保育施設への移行により、施設の安定的な運営、処遇改善制度等による職員の環境整備が可能となることで、すべての子どもへの更なる良質な成育環境の保障へとつながると考えます。
- 子ども・子育て支援事業計画における量の見込み（教育・保育のニーズ量）に対し、3号認定子どもの利用定員は不足が見込まれるため、受け皿の増加につながる3号認定子どもに係る利用定員の設定についても適当と考えます。
- 市立大黒保育所の令和6年度からの民間移譲に伴い、同規模の定員を設定意向であることから、みなと大黒保育園としての利用定員の設定についても適当と考えます。

【参考】認定区分

子ども・子育て支援法では、教育・保育を利用する子どもについて3つの認定区分が設けられています。

○1号認定子ども：3歳～5歳の「教育」を希望する子どもで、幼稚園や認定こども園を利用することができる。

○2号認定子ども：3歳～5歳の「保育」を必要とする子どもで、保育所や認定こども園を利用することができる。

○3号認定子ども：0歳～2歳の「保育」を必要とする子どもで、保育所や認定こども園を利用することができる。